

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
3	①杭の解体	杭の解体 ※行う ・行わない [解3.9.2] 杭の解体工法 ※引抜き工法(ケーシング削孔) ※掘削工法(30本) 杭処理方法 ※砂充填	4	②再資源化等	[解4.4.1] 建設廃棄物の種類 中間処理施設又は再資源化施設の名称等 所在地 コンクリート ○許可取得事業者 ○同左所在地 コンクリート及び鉄から成る建設資材(PC板、コナート平板、コナート二次製品等) ○許可取得事業者 ○同左所在地 木材 ○許可取得事業者 ○同左所在地 木材(縮減) ○許可取得事業者 ○同左所在地 アスファルトコンクリート ○許可取得事業者 ○同左所在地 金属類 ○許可取得事業者 ○同左所在地	6	①適用	[解6.1.1] [改9.1.1、3~5] アスベスト含有建材の除去等については、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年度版)」第9章 環境配慮改修工事「1節 石綿含有建材の処理工事」による。	7	①特殊な建設副産物の処理	[解7.3.1] 特殊な建設副産物の調査項目 回収又は処分を行う特殊な建設副産物の種類 対象機器名称 回収業者又は処分場の名称等 保管場所・処分場の所在地 冷媒フロン類 ○空調機 ○回収認定事業者 ○法令による 建材用断熱フロン ・ ・ ・ ハロン類 ・ ・ ・ (化)式感知器 ・
	②さく、照明設備等の付属物	さく、照明設備等の付属物の解体 ※行う ・		3 現場利用する再資源化された建設廃棄物	[解4.4.1] 種 類 再利用する場所(箇所)等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		②施工調査	[解6.1.3] ※石綿含有建材の事前調査【アスベスト調査結果報告書あり】 工事着手に先立ち、目視及び貨与する設計図書等により石綿を含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する 調査範囲 ○(本工事範囲) ・図示() 貨と資料 ○(有) () 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイト、クロシドライト、トレモライト 分析方法 材 料 名 定性分析方法 定量分析方法 JIS A 1481-1 または JIS A 1481-3 または JIS A 1481-2 JIS A 1481-4 ・箇所数() ・箇所数() ・箇所数() ・箇所数() ・箇所数() ・箇所数()			
4	③構内舗装、樹木等	樹木の伐採抜根 ※行う ・ [解3.11.1]	5	③最終処分する建設廃棄物	[解4.4.2] 種 類 所在地等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	7	③石綿粉じん濃度測定	[解6.1.4] 測定時期、場所及び測定点 □内数字は、レベル1除去時 適用 測定名称 測定時期 測定場所 測定箇所数(各施工箇所ごと) ○測定1 処理作業前 処理作業室内 計7点 [1] ・測定2 調査対象室外部の付近 計点 ○測定3 処理作業中 処理作業室内 計7点 [1] ・測定4 セキュリティゾーン入口 計1点 ・測定5 集じん・排気装置の出口吹出し風速排出口(処理作業室の場合) 1m/s以下の位置 計1点 ○測定6 処理作業室外 ○施工区画周辺 ○敷地境界 計5点 [4] ○測定7 処理作業後(シート養生中) 処理作業室内 計7点 [1] ・測定8 処理作業後(シート撤去後) 処理作業室内 計1点 ・測定9 1週間以降) 調査対象室外部の付近 計点	8	①一般事項等	A) 衛生(給水、排水、ガス管等) は全て撤去する。 B) 撤去の時期については、下記による。 1. 内装材撤去時と同時に撤去する器具類(1) 設備機器類(照明器具・給排水管等) 一式 2. 躯体撤去時と同時に撤去する配管等(1) 1階床下埋設配管(付属弁類) 一式 3. 屋 外(1) 建物周りの埋設配管(給・排水管等)及び樹類は原則として撤去する。 (2) 本建物の引き込み管等の主管部分で閉止(7/3止等)する。 (3) 電気設備引き込み線等の切断。
	④地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の解体 ※行う ・ 事前調査を実施し、図示以外にあった場合はこれも撤去すること。ただし、請負金額の増減は無いものとする。		6 処理に注意を要する建設廃棄物	[解4.5.1] 種 類 処理施設の名称等 所在地等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		測定方法 ・自動測定器による測定 測定名称 測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定 ・JIS K 3850-11に基づいた測定 測定名称 メンブレンフィルタ 試料の吸引流量 試料の吸引時間 直径(mm) (L/min) (min) ・測定4 25 5 30 ・測定5 ・ 47 10 120 ・ 47 10 240	②撤去発生材の処理等		1) 引き渡しを要するもの ・ なし	
4	⑤解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土 [解3.13.1] [標表3.2.1] ○整地のみ行う 参考図参照(各層30cm程度毎に締め固めること) 整地高さ・現状(レベル・勾配・排水施設は参考図参照) 種別 ・A種 ○B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土 C種の場合 「建設発生土情報交換システム」を活用し、以下の土質の土とする。 発生土利用基準(国営計第59号平成18年8月10日)表-3 適用用途標準(1)・第1種、第2種、第3種 D種の場合 「セメント及びセメント系固結材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」により、六価クロム溶出試験を行う。 建設汚泥から再生した処理土の場合 「建設汚泥処理土利用技術基準について(国営計第41号 平成18年6月12日)表-4 建設汚泥処理土の適用用途標準」における下記の区分とする。 ※第3種処理土 ・行わない	7	④発生材の処理等	注)以降4章及び5章に示す内容については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、提示する施設と異なる場合は、監督職員と協議する。 ※再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書の提出 建設リサイクル法の実施に係る岐阜県指針に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を監督員に提出するものとする。なお、計画書及び報告書は「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成したものである。 ※特定建設資材の再資源化等 本工事が、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法第104号 以下「建設リサイクル法」という。)施行令又は、都道府県が条例で定める建設工事等であって、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 本工事が「建設リサイクル法」の対象工事外である場合においても前記に準じ適切な措置を講ずるものとする。 その規模に関する基準以上の工事(以下「対象工事」という。)である場合は、建設リサイクル法 ・対象工事 ・対象工事外	8	①一般事項	○安全性を考慮した慎重な施工計画の作成を行うこと。 ○隣接施設、近隣教育施設に対し、工事に入る前に打合せ、協議を行うこと。 ○工事中、工事用進入路に交通整理員を配置し、通行人の安全を確保すること。 ○本工事は、来庁者、職員及び近隣住民等に対して、騒音、振動及び粉じん対策を十分にしながら実施すること。 ○建設機械は、低騒音型などの騒音発生量の小さな機械を選定すること。整備不良による騒音、振動が発生しないよう点検・整備を行うこと。作業待ちの時に、建設機械等のエンジンを止める等、騒音振動を発生させないこと。 ○粉じん発生部に、常時散水を行うこと。 ○工事車両の搬出時に、泥が施設外に出ないように、車両のタイヤを水洗すること。 ○仮囲いの倒壊防止の徹底について監督職員と協議すること。また、仮囲いのぐらつき・突起物の有無等の日常点検を徹底すること。 ○防音シートの結束状況確認を、日常点検において徹底すること。 ○防音シート、仮囲い等については、強風時の安全対策を徹底すること。 ○工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地使用手続きは一切受注者に行いその費用を負担すること。			
	⑥その他	工事に伴い、境界杭などが破壊したり位置がずれたりした場合は、原状に復旧すること。本設計図中にある既設図面は参考図であり、現況と相違する可能性があり、工事着手にあたり事前に調査を行い進めるものとし、相違による請負金額の増減はないものとする。		7 建設発生土の処理	・岐阜県建設発生土管理基準により土壌検査を行う。 本工事は、建設発生土情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たっては土量、土質、土工期等に変更があった場合、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。 ※横外搬出適切処理(「建設発生土情報交換システム」を活用し適切に処理する)片道の運搬距離()km、処分及び整地費用 無償 ・構内指示の場所にたい積する。 ・構内指示の場所に敷きならす。		②工損調査事前事後	岐阜県が定める「用地調査等業務共通仕様書」第14章 地盤変動影響調査等による。又、国交省 地盤変動による生じた建物等の損傷に係る調査仕様書の各部位別に調査すること。 調査範囲 ・敷地境界から30m程度の範囲内の建物(内訳：建物4棟)			
4	①発生材の処理等	注)以降4章及び5章に示す内容については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、提示する施設と異なる場合は、監督職員と協議する。 ※再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書の提出 建設リサイクル法の実施に係る岐阜県指針に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を監督員に提出するものとする。なお、計画書及び報告書は「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成したものである。 ※特定建設資材の再資源化等 本工事が、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法第104号 以下「建設リサイクル法」という。)施行令又は、都道府県が条例で定める建設工事等であって、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 本工事が「建設リサイクル法」の対象工事外である場合においても前記に準じ適切な措置を講ずるものとする。 その規模に関する基準以上の工事(以下「対象工事」という。)である場合は、建設リサイクル法 ・対象工事 ・対象工事外	8	①一般事項	○安全性を考慮した慎重な施工計画の作成を行うこと。 ○隣接施設、近隣教育施設に対し、工事に入る前に打合せ、協議を行うこと。 ○工事中、工事用進入路に交通整理員を配置し、通行人の安全を確保すること。 ○本工事は、来庁者、職員及び近隣住民等に対して、騒音、振動及び粉じん対策を十分にしながら実施すること。 ○建設機械は、低騒音型などの騒音発生量の小さな機械を選定すること。整備不良による騒音、振動が発生しないよう点検・整備を行うこと。作業待ちの時に、建設機械等のエンジンを止める等、騒音振動を発生させないこと。 ○粉じん発生部に、常時散水を行うこと。 ○工事車両の搬出時に、泥が施設外に出ないように、車両のタイヤを水洗すること。 ○仮囲いの倒壊防止の徹底について監督職員と協議すること。また、仮囲いのぐらつき・突起物の有無等の日常点検を徹底すること。 ○防音シートの結束状況確認を、日常点検において徹底すること。 ○防音シート、仮囲い等については、強風時の安全対策を徹底すること。 ○工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地使用手続きは一切受注者に行いその費用を負担すること。	9	①安全対策及び近隣施設への配慮等	岐阜県が定める「用地調査等業務共通仕様書」第14章 地盤変動影響調査等による。又、国交省 地盤変動による生じた建物等の損傷に係る調査仕様書の各部位別に調査すること。 調査範囲 ・敷地境界から30m程度の範囲内の建物(内訳：建物4棟)	10	①一般事項	○解体、埋戻し、処分材の搬入が行われる時は、現場内及びその周辺の安全巡視を行い、事故防止に努めること。 ○工事に伴い、既存工作物に損傷を与えた場合、受注者の責任において現況復旧すること。 ○現場責任者を選任し、整理整頓を下請業者へ指導し、巡回点検を行うこと。 ○構造材等の撤去中に、想定外の構造形式により建築されていることが判明したり、鉄骨の腐食、溶接不良等、施工計画において想定していなかった状況が判明した場合は、工事を一時中断し、必要な調査を行い、それを踏まえた工法の変更や安全措置の追加等、施工計画の修正の検討を行うこと。 ○解体工事中の散水は、場内にて集め放する。 ○施工者は、技術者等の選任にあたっては、解体工事の知識、経験の十分な者を選任する等、体制の整備を図ること。 ○設計図書等に基づき施工計画、施工管理等を行うこと。
	②さく、照明設備等の付属物	さく、照明設備等の付属物の解体 ※行う ・		8 付帯設備の解体等	○撤去発生材の処理等 1) 引き渡しを要するもの ・ なし		②石綿含有吹付け材の除去	[解6.3.1~3] [改9.1.3] 石綿含有吹付け材の除去 (レベル1) 除去対象範囲 ○図示 ・ 除去工法 ※9.1.3による ・ 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・固形化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)		②工損調査事前事後	岐阜県が定める「用地調査等業務共通仕様書」第14章 地盤変動影響調査等による。又、国交省 地盤変動による生じた建物等の損傷に係る調査仕様書の各部位別に調査すること。 調査範囲 ・敷地境界から30m程度の範囲内の建物(内訳：建物4棟)
4	③構内舗装、樹木等	樹木の伐採抜根 ※行う ・ [解3.11.1]	9	②特別管理産業廃棄物の処分等	[解5.4.1] 特別管理産業廃棄物の種類 処理施設の名称等 所在地等 廃石綿 ・糞フィルテック ・岐阜県多治見市甘原町888 ・ ・ ・ ・ ・ ・	10	②石綿含有保温材等の除去	[解6.4.1~4] [改9.1.4] 除去対象範囲 ○図示 ・ 除去工法 ・破碎して除去 ○手ばらし 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 ※湿潤化 ・固形化 除去した石綿含有保温材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)	11	①一般事項	○安全性を考慮した慎重な施工計画の作成を行うこと。 ○隣接施設、近隣教育施設に対し、工事に入る前に打合せ、協議を行うこと。 ○工事中、工事用進入路に交通整理員を配置し、通行人の安全を確保すること。 ○本工事は、来庁者、職員及び近隣住民等に対して、騒音、振動及び粉じん対策を十分にしながら実施すること。 ○建設機械は、低騒音型などの騒音発生量の小さな機械を選定すること。整備不良による騒音、振動が発生しないよう点検・整備を行うこと。作業待ちの時に、建設機械等のエンジンを止める等、騒音振動を発生させないこと。 ○粉じん発生部に、常時散水を行うこと。 ○工事車両の搬出時に、泥が施設外に出ないように、車両のタイヤを水洗すること。 ○仮囲いの倒壊防止の徹底について監督職員と協議すること。また、仮囲いのぐらつき・突起物の有無等の日常点検を徹底すること。 ○防音シートの結束状況確認を、日常点検において徹底すること。 ○防音シート、仮囲い等については、強風時の安全対策を徹底すること。 ○工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地使用手続きは一切受注者に行いその費用を負担すること。
	④地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の解体 ※行う ・ 事前調査を実施し、図示以外にあった場合はこれも撤去すること。ただし、請負金額の増減は無いものとする。		9 特別管理産業廃棄物の処分等	[解5.4.1] 特別管理産業廃棄物の種類 処理施設の名称等 所在地等 廃石綿 ・糞フィルテック ・岐阜県多治見市甘原町888 ・ ・ ・ ・ ・ ・		②石綿含有成形板の除去	[解6.5.1~4] [改9.1.5] 除去対象範囲 ○図示 ・ 除去した石綿含有成形板の処分 ○石綿含有せつこうボード ※埋立処分(管理型最終処分場) ○石綿含有せつこうボードを除く石綿含有成形板 ○埋立処分(安定型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)		②工損調査事前事後	岐阜県が定める「用地調査等業務共通仕様書」第14章 地盤変動影響調査等による。又、国交省 地盤変動による生じた建物等の損傷に係る調査仕様書の各部位別に調査すること。 調査範囲 ・敷地境界から30m程度の範囲内の建物(内訳：建物4棟)
4	⑤解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土 [解3.13.1] [標表3.2.1] ○整地のみ行う 参考図参照(各層30cm程度毎に締め固めること) 整地高さ・現状(レベル・勾配・排水施設は参考図参照) 種別 ・A種 ○B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土 C種の場合 「建設発生土情報交換システム」を活用し、以下の土質の土とする。 発生土利用基準(国営計第59号平成18年8月10日)表-3 適用用途標準(1)・第1種、第2種、第3種 D種の場合 「セメント及びセメント系固結材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」により、六価クロム溶出試験を行う。 建設汚泥から再生した処理土の場合 「建設汚泥処理土利用技術基準について(国営計第41号 平成18年6月12日)表-4 建設汚泥処理土の適用用途標準」における下記の区分とする。 ※第3種処理土 ・行わない	10	③PCBを含む機器類	[解5.4.1] 引渡しを要する機器類 ・ ・ 注) 照明器具安定器にPCBが使用されている場合は、安定器を本体より分離して金属箱に収納し、表示を付して建物管理者に引き渡す(報告書共)こと。	11	③石綿含有成形板の除去	[解6.5.1~4] [改9.1.5] 除去対象範囲 ○図示 ・ 除去した石綿含有成形板の処分 ○石綿含有せつこうボード ※埋立処分(管理型最終処分場) ○石綿含有せつこうボードを除く石綿含有成形板 ○埋立処分(安定型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)	12	①一般事項	○安全性を考慮した慎重な施工計画の作成を行うこと。 ○隣接施設、近隣教育施設に対し、工事に入る前に打合せ、協議を行うこと。 ○工事中、工事用進入路に交通整理員を配置し、通行人の安全を確保すること。 ○本工事は、来庁者、職員及び近隣住民等に対して、騒音、振動及び粉じん対策を十分にしながら実施すること。 ○建設機械は、低騒音型などの騒音発生量の小さな機械を選定すること。整備不良による騒音、振動が発生しないよう点検・整備を行うこと。作業待ちの時に、建設機械等のエンジンを止める等、騒音振動を発生させないこと。 ○粉じん発生部に、常時散水を行うこと。 ○工事車両の搬出時に、泥が施設外に出ないように、車両のタイヤを水洗すること。 ○仮囲いの倒壊防止の徹底について監督職員と協議すること。また、仮囲いのぐらつき・突起物の有無等の日常点検を徹底すること。 ○防音シートの結束状況確認を、日常点検において徹底すること。 ○防音シート、仮囲い等については、強風時の安全対策を徹底すること。 ○工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地使用手続きは一切受注者に行いその費用を負担すること。
	⑥その他	工事に伴い、境界杭などが破壊したり位置がずれたりした場合は、原状に復旧すること。本設計図中にある既設図面は参考図であり、現況と相違する可能性があり、工事着手にあたり事前に調査を行い進めるものとし、相違による請負金額の増減はないものとする。		10 特別管理産業廃棄物の処分等	[解5.4.1] 特別管理産業廃棄物の種類 処理施設の名称等 所在地等 廃石綿 ・糞フィルテック ・岐阜県多治見市甘原町888 ・ ・ ・ ・ ・ ・		③石綿含有成形板の除去	[解6.5.1~4] [改9.1.5] 除去対象範囲 ○図示 ・ 除去した石綿含有成形板の処分 ○石綿含有せつこうボード ※埋立処分(管理型最終処分場) ○石綿含有せつこうボードを除く石綿含有成形板 ○埋立処分(安定型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)		①一般事項	○安全性を考慮した慎重な施工計画の作成を行うこと。 ○隣接施設、近隣教育施設に対し、工事に入る前に打合せ、協議を行うこと。 ○工事中、工事用進入路に交通整理員を配置し、通行人の安全を確保すること。 ○本工事は、来庁者、職員及び近隣住民等に対して、騒音、振動及び粉じん対策を十分にしながら実施すること。 ○建設機械は、低騒音型などの騒音発生量の小さな機械を選定すること。整備不良による騒音、振動が発生しないよう点検・整備を行うこと。作業待ちの時に、建設機械等のエンジンを止める等、騒音振動を発生させないこと。 ○粉じん発生部に、常時散水を行うこと。 ○工事車両の搬出時に、泥が施設外に出ないように、車両のタイヤを水洗すること。 ○仮囲いの倒壊防止の徹底について監督職員と協議すること。また、仮囲いのぐらつき・突起物の有無等の日常点検を徹底すること。 ○防音シートの結束状況確認を、日常点検において徹底すること。 ○防音シート、仮囲い等については、強風時の安全対策を徹底すること。 ○工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地使用手続きは一切受注者に行いその費用を負担すること。
4	①発生材の処理等	注)以降4章及び5章に示す内容については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、提示する施設と異なる場合は、監督職員と協議する。 ※再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書の提出 建設リサイクル法の実施に係る岐阜県指針に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を監督員に提出するものとする。なお、計画書及び報告書は「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成したものである。 ※特定建設資材の再資源化等 本工事が、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法第104号 以下「建設リサイクル法」という。)施行令又は、都道府県が条例で定める建設工事等であって、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 本工事が「建設リサイクル法」の対象工事外である場合においても前記に準じ適切な措置を講ずるものとする。 その規模に関する基準以上の工事(以下「対象工事」という。)である場合は、建設リサイクル法 ・対象工事 ・対象工事外	11	④PCB含有シーリング材	[解5.4.1] PCB含有分析調査 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所数：計()箇所 採取箇所：※図示(図面()による) ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析箇所：計()箇所 撤去方法 「標準施工要領書(日本シーリング工事業協同組合連合会/日本シーリング材工業会)」による。 [解5.4.1]	12	③石綿含有成形板の除去	[解6.5.1~4] [改9.1.5] 除去対象範囲 ○図示 ・ 除去した石綿含有成形板の処分 ○石綿含有せつこうボード ※埋立処分(管理型最終処分場) ○石綿含有せつこうボードを除く石綿含有成形板 ○埋立処分(安定型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)	13	①一般事項	○安全性を考慮した慎重な施工計画の作成を行うこと。 ○隣接施設、近隣教育施設に対し、工事に入る前に打合せ、協議を行うこと。 ○工事中、工事用進入路に交通整理員を配置し、通行人の安全を確保すること。 ○本工事は、来庁者、職員及び近隣住民等に対して、騒音、振動及び粉じん対策を十分にしながら実施すること。 ○建設機械は、低騒音型などの騒音発生量の小さな機械を選定すること。整備不良による騒音、振動が発生しないよう点検・整備を行うこと。作業待ちの時に、建設機械等のエンジンを止める等、騒音振動を発生させないこと。 ○粉じん発生部に、常時散水を行うこと。 ○工事車両の搬出時に、泥が施設外に出ないように、車両のタイヤを水洗すること。 ○仮囲いの倒壊防止の徹底について監督職員と協議すること。また、仮囲いのぐらつき・突起物の有無等の日常点検を徹底すること。 ○防音シートの結束状況確認を、日常点検において徹底すること。 ○防音シート、仮囲い等については、強風時の安全対策を徹底すること。 ○工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地使用手続きは一切受注者に行いその費用を負担すること。
	②さく、照明設備等の付属物	さく、照明設備等の付属物の解体 ※行う ・		11 特別管理産業廃棄物の処分等	[解5.4.1] 特別管理産業廃棄物の種類 処理施設の名称等 所在地等 廃石綿 ・糞フィルテック ・岐阜県多治見市甘原町888 ・ ・ ・ ・ ・ ・		③石綿含有成形板の除去	[解6.5.1~4] [改9.1.5] 除去対象範囲 ○図示 ・ 除去した石綿含有成形板の処分 ○石綿含有せつこうボード ※埋立処分(管理型最終処分場) ○石綿含有せつこうボードを除く石綿含有成形板 ○埋立処分(安定型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)		①一般事項	○安全性を考慮した慎重な施工計画の作成を行うこと。 ○隣接施設、近隣教育施設に対し、工事に入る前に打合せ、協議を行うこと。 ○工事中、工事用進入路に交通整理員を配置し、通行人の安全を確保すること。 ○本工事は、来庁者、職員及び近隣住民等に対して、騒音、振動及び粉じん対策を十分にしながら実施すること。 ○建設機械は、低騒音型などの騒音発生量の小さな機械を選定すること。整備不良による騒音、振動が発生しないよう点検・整備を行うこと。作業待ちの時に、建設機械等のエンジンを止める等、騒音振動を発生させないこと。 ○粉じん発生部に、常時散水を行うこと。 ○工事車両の搬出時に、泥が施設外に出ないように、車両のタイヤを水洗すること。 ○仮囲いの倒壊防止の徹底について監督職員と協議すること。また、仮囲いのぐらつき・突起物の有無等の日常点検を徹底すること。 ○防音シートの結束状況確認を、日常点検において徹底すること。 ○防音シート、仮囲い等については、強風時の安全対策を徹底すること。 ○工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地使用手続きは一切受注者に行いその費用を負担すること。
4	③構内舗装、樹木等	樹木の伐採抜根 ※行う ・ [解3.11.1]	12	⑤PCBを含む機器類	[解5.4.1] 引渡しを要する機器類 ・ ・ 注) 照明器具安定器にPCBが使用されている場合は、安定器を本体より分離して金属箱に収納し、表示を付して建物管理者に引き渡す(報告書共)こと。	13	④石綿含有保温材等の除去	[解6.4.1~4] [改9.1.4] 除去対象範囲 ○図示 ・ 除去工法 ・破碎して除去 ○手ばらし 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 ※湿潤化 ・固形化 除去した石綿含有保温材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)	14	①一般事項	○安全性を考慮した慎重な施工計画の作成を行うこと。 ○隣接施設、近隣教育施設に対し、工事に入る前に打合せ、協議を行うこと。 ○工事中、工事用進入路に交通整理員を配置し、通行人の安全を確保すること。 ○本工事は、来庁者、職員及び近隣住民等に対して、騒音、振動及び粉じん対策を十分にしながら実施すること。 ○建設機械は、低騒音型などの騒音発生量の小さな機械を選定すること。整備不良による騒音、振動が発生しないよう点検・整備を行うこと。作業待ちの時に、建設機械等のエンジンを止める等、騒音振動を発生させないこと。 ○粉じん発生部に、常時散水を行うこと。 ○工事車両の搬出時に、泥が施設外に出ないように、車両のタイヤを水洗すること。 ○仮囲いの倒壊防止の徹底について監督職員と協議すること。また、仮囲いのぐらつき・突起物の有無等の日常点検を徹底すること。 ○防音シートの結束状況確認を、日常点検において徹底すること。 ○防音シート、仮囲い等については、強風時の安全対策を徹底すること。 ○工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地使用手続きは一切受注者に行いその費用を負担すること。
	④地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の解体 ※行う ・ 事前調査を実施し、図示以外にあった場合はこれも撤去すること。ただし、請負金額の増減は無いものとする。		12 特別管理産業廃棄物の処分等	[解5.4.1] 特別管理産業廃棄物の種類 処理施設の名称等 所在地等 廃石綿 ・糞フィルテック ・岐阜県多治見市甘原町888 ・ ・ ・ ・ ・ ・		④石綿含有保温材等の除去	[解6.4.1~4] [改9.1.4] 除去対象範囲 ○図示 ・ 除去工法 ・破碎して除去 ○手ばらし 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 ※湿潤化 ・固形化 除去した石綿含有保温材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)		①一般事項	○安全性を考慮した慎重な施工計画の作成を行うこと。 ○隣接施設、近隣教育施設に対し、工事に入る前に打合せ、協議を行うこと。 ○工事中、工事用進入路に交通整理員を配置し、通行人の安全を確保すること。 ○本工事は、来庁者、職員及び近隣住民等に対して、騒音、振動及び粉じん対策を十分にしながら実施すること。 ○建設機械は、低騒音型などの騒音発生量の小さな機械を選定すること。整備不良による騒音、振動が発生しないよう点検・整備を行うこと。作業待ちの時に、建設機械等のエンジンを止める等、騒音振動を発生させないこと。 ○粉じん発生部に、常時散水を行うこと。 ○工事車両の搬出時に、泥が施設外に出ないように、車両のタイヤを水洗すること。 ○仮囲いの倒壊防止の徹底について監督職員と協議すること。また、仮囲いのぐらつき・突起物の有無等の日常点検を徹底すること。 ○防音シートの結束状況確認を、日常点検において徹底すること。 ○防音シート、仮囲い等については、強風時の安全対策を徹底すること。 ○工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地使用手続きは一切受注者に行いその費用を負担すること。
4	⑤解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土 [解3.13.1] [標表3.2.1] ○整地のみ行う 参考図参照(各層30cm程度毎に締め固めること) 整地高さ・現状(レベル・勾配・排水施設は参考図参照) 種別 ・A種 ○B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土 C種の場合 「建設発生土情報交換システム」を活用し、以下の土質の土とする。 発生土利用基準(国営計第59号平成18年8月10日)表-3 適用用途標準(1)・第1種、第2種、第3種 D種の場合 「セメント及びセメント系固結材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」により、六価クロム溶出試験を行う。 建設汚泥から再生した処理土の場合 「建設汚泥処理土利用技術基準について(国営計第41号 平成18年6月12日)表-4 建設汚泥処理土の適用用途標準」における下記の区分とする。 ※第3種処理土 ・行わない	13	⑥PCB含有シーリング材	[解5.4.1] PCB含有分析調査 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所数：計()箇所 採取箇所：※図示(図面()による) ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析箇所：計()箇所 撤去方法 「標準施工要領書(日本シーリング工事業協同組合連合会/日本シーリング材工業会)」による。 [解5.4.1]	14	⑤石綿含有保温材等の除去	[解6.4.1~4] [改9.1.4] 除去対象範囲 ○図示 ・ 除去工法 ・破碎して除去 ○手ばらし 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 ※湿潤化 ・固形化 除去した石綿含有保温材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)	15	①一般事項	○安全性を考慮した慎重な施工計画の作成を行うこと。 ○隣接施設、近隣教育施設に対し、工事に入る前に打合せ、協議を行うこと。 ○工事中、工事用進入路に交通整理員を配置し、通行人の安全を確保すること。 ○本工事は、来庁者、職員及び近隣住民等に対して、騒音、振動及び粉じん対策を十分にしながら実施すること。 ○建設機械は、低騒音型などの騒音発生量の小さな機械を選定すること。整備不良による騒音、振動が発生しないよう点検・整備を行うこと。作業待ちの時に、建設機械等のエンジンを止める等、騒音振動を発生させないこと。 ○粉じん発生部に、常時散水を行うこと。 ○工事車両の搬出時に、泥が施設外に出ないように、車両のタイヤを水洗すること。 ○仮囲いの倒壊防止の徹底について監督職員と協議すること。また、仮囲いのぐらつき・突起物の有無等の日常点検を徹底すること。 ○防音シートの結束状況確認を、日常点検において徹底すること。 ○防音シート、仮囲い等については、強風時の安全対策を徹底すること。 ○工事施工に必要な諸手続き、道路その他、他人管理の土地使用手続きは一切受注者に行いその費用を負担すること。
	⑥その他	工事に伴い、境界杭などが破壊したり位置がずれたりした場合は、原状に復旧すること。本設計図中にある既設図面は参考図であり、現況と相違する可能性があり、工事着手にあたり事前に調査を行い進めるものとし、相違による請負金額の増減はないものとする。		13 特別管理産業廃棄物の処分等	[解5.4.1] 特別管理産業廃棄物の種類 処理施設の名称等 所在地等 廃石綿 ・糞フィルテック ・岐阜県多治見市甘原町888 ・ ・ ・ ・ ・ ・		⑤石綿含有保温材等の除去	[解6.4.1~4] [改9.1.4] 除去対象範囲 ○図示 ・ 除去工法 ・破碎して除去 ○手ばらし 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 ※湿潤化 ・固形化 除去した石綿含有保温材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)		①一般事項	○安全性を考慮した慎重な施工計画の作成を行うこと。 ○隣接施設、近隣教育施設に対し、工事に入る前に打合せ、協議を行うこと。 ○工事中、工事用進入路に交通整理員を配置し、通行人の安全を確保すること。 ○本工事は、来庁者、職員及び近隣住民等に対して、騒音、振動及び粉じん対策を十分にしながら実施すること。 ○建設機械は、低騒音型などの騒音発生量の小さな機械を選定すること。整備不良による騒音、振動が発生しないよう点検・整備を行うこと。作業待ちの時に、建設機械等のエンジンを止める等、